

平成22年度東京都税制調査会（第4回小委員会）

議事録

日 時 平成22年6月21日（月）

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成22年度第4回東京都税制調査会

平成22年6月21日(月)15:00~16:29

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【小委員長】 皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成22年度東京都税制調査会・第4回小委員会を開催させていただきます。

本日は、いろいろと事情もございまして、遅くとも4時半ごろには会議を終えたいと考えておりますので、よろしく進行にご協力くださるようお願いいたします。

それでは、まずテーマについて、審議に入りますが、まず事務局から資料の説明をお願いします。

【税制調査担当課長】 それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。なお、資料は事前にお送りしてございますが、その後追加したもの等がございますので、その点につきまして、ご了承いただきたいと存じます。

まず初めに「税務行政のあり方に関する資料」でございます。それに引き続き、「固定資産税・都市計画税に関する資料」、これは前回ご質問があった件についてまとめたものでございます。まず、「税務行政のあり方に関する資料」からご説明申し上げたいと思います。そのうち、最初の都における徴収の現状の部分につきましては、徴収部の担当のほうからご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

【徴収部計画課長】 私、主税局徴収部計画課長の谷中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、資料に沿いまして、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。おそれ入りますが、資料の1ページをご覧くださいと思います。ここに載せてございますのは、都税の徴収率、それから滞納の残高である滞納繰越額、これの推移を表したものでございます。折れ線グラフのほうでございまして、これが徴収率を表しております。下のほうにある折れ線グラフ、これが区市町村のほうで徴収しております個人住民税の徴収率、それから上のほうが都税計となっておりますが、これが都税全体の合計の徴収率ということになってございます。

これをご覧くださいますとおわかりのとおり、都税につきましては、平成7年度、このときに90.2%という、9割を割りかねない、そういった低い徴収率を記録いたしまして、その後さまざまな取り組みによりまして、今現在、平成20年度は97.4まで回復をさせてきたとういところでございます。これの内容につきましてご説明を加えさせていただきます。

徴収率が低下をしたということについてはいろいろ内容はあろうかと思いますが、1つは、平成3年の年初めにありましたバブルの崩壊、これによりまして、法人関係、あるいは固定資産税関係の滞納が累増したということが1つございます。それから、もう一つは、私ども自身のいわゆる徴収体制の問題、こういったものもあったかと思っております。こういふことで、平成6年には滞納残高も2,500億円近い数字になってきたわけでございます。

これに対しまして、私どもは、上のほうに困んだ記事がありますが、1つは業務運営の抜本的改革ということで、平成7年度ですが、私どもは主税局の構造改革と言っております。この中の柱は幾つかありますが、例えば1つは、具体的な数値目標の設定と進行管理の徹底、こういふことでございます。平成7年以前も、全体の予算、そういったものの目標は当然ありましたが、これはあくまでも全体の目標であって、これを私ども徴収職員の、あるいは主税局職員の個人目標、ここまで具体的に設定しない、

そういったことで、目標に対するチャレンジといいますか、そういったものが若干足りなかったということの反省で、そこをきっちりやろうということになってございます。今現在も、これは徴収部門に限りませんが、年度当初においては、例えば徴収部門でいきますと、年間1人当たり私は何千万取ります、それからどの程度の処理をいたします、差し押さえについては大体これぐらいをめどにやりますと、こういったことも含めて、年度当初に目標を立てて、毎月毎月の進行管理をやっている、そういう現状にございます。

それからもう一つは、大量の、あるいは反復的な業務につきましては、システム化ということをやっているのではないかと、こういうことを導入いたしました。例えば平成8年以前でございますと、昔は滞納票、滞納になりますと、私たち職員は紙ベースの滞納票というのを持ちまして、それでもって電話をしたり、催告をしたりということをやっておったわけですが、これはあくまでも自分でこの滞納者の方の状況はわかりますが、その他の周りの人は一切わからない。あるいは、その滞納者の方が千代田区に滞納があって、港区にもあるのに、千代田区の職員しかそのことがわからないとかという、そういう不都合もございました。こういったことをシステム化することによって、すべての滞納が名寄せができるような形で、例えば私が千代田区内にある租税債権、港区にある租税債権、一緒にまとめて、相手は1人ですので、そういうふうなことで滞納整理がやれる、こういうことも導入をいたしました。

それからもう一つは、民間活力の活用ということで、例えば1つは、平成10年からの問題ですけれども、自動車税ですが、自動車税、これは車検場ごとに5つの自動車税事務所を私どもは抱えております。そこにおける申告受付というのは、平成9年度までは私たち職員が申告受付、それから税金の納付もありましたけれども、そういったことをやってきたわけですが、これについては、3年間の計画でもって、すべて外部に委託をして、都職員を引き揚げる、こういうふうなことをやっております。

それから、あと、幾つか税目別にやってきたことがございます。1つは、自動車税の滞納整理強化ということでございまして、これは、平成12年度以前は、東京都は自動車税の滞納整理についてははっきり言って力を入れてないといいますが、車検は2年に1回ありますから、2年経てば必ず入るという姿勢で待っておったわけですが、場合によっては、そのまま車検切れで乗り捨てられてしまう、それは滞納でそのまま終わってしまう、こういうふうなこともありますので、これはあくまでも自動車税という税であるということから、納税秩序を回復しなければいけないということで、取り組みを強化いたしました。今現在ですと、全国順位は47都道府県中第5番目ですが、平成11年、始まる直前の年は全国で45番目でした。そういうことで、かなり力を入れてまいりました。

それからもう一つは、個人都民税の関係です。これは、区市町村が賦課徴収を基本的にやっておりますけれども、平成14年から、ちょっと私たちも手を入れないとなかなか厳しいのではないかという認識がございました。それは、徴収率で見ていただきますと、平成13年度、徴収強化をする直前年度で見ますと、個人都民税の徴収率は88.8%です。これは数字が出ていなくて申しわけないのですが、88.8%です。それから、都の職員が直接取っている都税、これは96.1%でありました。したがって、その差は7.3ポイントございます。これは開き過ぎだろうということで、私たちも徴収支援をしようということで、支援を開始したというのが平成14年度でございます。

それから、新聞とか、いろいろでご存じかとも思いますが、平成16年度には東京都が全国、国に先駆けて、インターネットを利用した公売を開始いたしました。それから、翌年の17年度には、これもよく新聞、テレビで取り上げられましたけれども、自動車税、あるいはその他の税でもよろしいのですが、自動車の差押えをする場合に、その場で自動車にタイヤロックをかけて、動かせないような差押え方法を導入した。こういうふうなことも取り組んでまいりました。

こういうふうなこともやりながら、徴収率を上げる。また棒グラフにありますような滞納残高を減らす。こういうことをやってまいりましたが、ここ最近、平成20年度のいわゆるリーマンショックの関係で、滞納がちょっと、棒グラフにもありますように、今現在20年度末で589億円ということで、160億円ぐらい増えているのですが、かなりの部分がリーマンショックによって法人関係の滞納が非常に増えたという状況になってございます。

これらについて、2枚目、ちょっとお聞きいただきたいと思うのですが、私が今申し上げたようなことがここに大体書いてございます。今現在個人住民税につきましては、ここにありますように3つ、4つの項目、メニューで、区市町村に徴収の支援を行っているということです。

1つは、私たちが直接滞納事案の徴収引き継ぎを受けまして、私たち東京都の職員が滞納整理に当たる。あるいは、都の職員を区とか市に大体3カ月程度、2人1組で職員を送りまして、常駐させて、東京都のやり方、ノウハウを学んでもらう。その他研修を実施するとか、こういうことをやってまいりました。住民税も少額の滞納が多いものですから、非常に苦労しておりますが、こういうことをやっております。

新たな課題といたしましては、平成19年に国からの税源移譲がございまして、個人住民税、個人住民税の調定、予算ベースというのは非常に増えたわけですが、一方で、これを取るにあたって、それに比例するかのごとく滞納もかなり増えてきております。これが毎年増えてきておりまして、これは全国の都道府県でも、道府県レベルですと滞納の半分以上が住民税であるとか、そういったことで非常な危機感を持っておる税目になっております。

それから、自動車税につきましては、先ほど大体申し上げた内容でございます。

それから、2ページ、右側のほうにまいりまして、公売方法の活用ということでございます。1つはインターネット公売ということですが、今現在インターネット公売は、都で始めたものですが、国、それから地方団体の約3分の1に当たる600団体が導入しております。インターネット公売ですので、これの一番のいいところは、24時間いつでも入札が可能になっているということ。それから、遠いところに住んでいる方でも入札ができる。これが始まる前は、都庁の中の入札室などに買い受け人に来てもらって、その場でしか公売ができなかったわけですが、こういったやり方をするによって、買い受け人の拡大が可能になったということです。

それから、それまではほとんど不動産しか公売はしておりませんでした。今現在はインターネットを使って、人形であるとか、いろいろなビンテージものの動産類、こういったものも売れるようになったということでもあります。これも今年の春先、新聞に載りましたけれども、「着メロ」という言葉の商標権を差押えをしまして、インターネットで東京都で売ったわけですが、これが見積りの1.3倍で、約2,500万で落札されたということで、非常に効果のあるやり方だと思っております。

それから、合同公売ということですが、これは簡単に言いますと、例えば軽井沢にある別荘を軽井沢町と東京都で、例えば土地を東京都、建物が軽井沢町でそれぞれ差し押えているような場合に、東京都がそれをまとめて売ってあげましょうということです。あるいは、こういった取り組みは国と東京都でもやっております。こういうふうないろいろなやり方を工夫しているということです。

それから、やはり滞納整理というのは手間がかかりますから、それ以前に滞納にならないような仕組みが必要だということで、納付方法についても、左側、下にありますが、多様なやり方を考えております。1つは、口座振替の納税制度です。これは東京都の場合は、固定資産税と個人事業税を対象にしておりまして、課税されている方の約5割、半分近くが口座振替を利用しているという実績になっております。

それから、コンビニエンスストアでございますが、これは平成16年から東京都は導入いたしました。今現在東京都では、全国のコンビニの94%の店舗で都税をおさめることができます。

ということで、金融機関よりも、あちらこちらで納めることができるということになっております。ちなみに、自動車税の収入件数の3分の1はコンビニから入ってきております。

それから、ペイジーというのは、これはインターネットバンキングとか、あるいはATMで税金を支払うことができるという、そういったシステム的な話なのですが、こういうこともやっております。

それから、eLTAxを利用した電子納税。これは法人事業税とか、あるいは事業所税に限る納税方法ですが、これはまだもうちょっとこれからかという気がいたしますが、そういったもので、総収入件数の全体の中で見ますと、大体東京都で1,700万件の収入件数があるのですが、銀行の窓口、口座振替、ATMから入ってくる収入、大体25%ずつがこの3つで、合わせて75%ほどこの納付方法になっております。それ以外のところで、コンビニの納付であるとか、そういったことで、それぞれ重要なものであると考えております。

それから、右のほう、最後に書いておりますが、全国自治体との連携ということで、東京都が主催いたしましたして、都庁の中で徴収サミット、あるいはオンラインを通じた質疑関係、こういったものを都の管理のもとで地方との連携を図っているという状況でございます。

それから、3ページのほうなのですが、これは全体の事務の流れを書いたものでございます。これは当然納付期限までにお支払いいただければいいのですが、そういうことはなかなかいなくて、その後、期限後になりますと、督促状を発付するということがございまして。督促状を発付した後に、私どもは、直接職員が電話あるいはその他催告であるとか、差押え等で何とか納税していただくような形をとるわけですが、この中で、徴収部門での業務委託ということで申し上げますと、ここの表のところの督促状発付の次に四角がありまして、一番上に催告と書いてあります。ここの部分について、東京都は平成20年度から民間に委託をしております。これについては、その次のページで申し上げたいと思います。

これは平成20年度に私ども徴収部の中に1つの組織を置きまして、いわゆる滞納発生直後の部分については、私たちが電話しなくても、誰でも電話すれば、うっかり忘れとか、いろいろあるのではないかとこのふうな発想でやった部分でございまして、あまり高額なものについては、時間との戦いがございまして、早く納税者との接触をとる必要があります。したがって、50万円未満の案件を業務の委託に出してございます。業者は大体30人程度が1カ所に来ておりまして、そこで電話をかけて、電話での懲憑、これをやっております。不在の場合は3回ほど電話して、どうしてもだめだということになれば、都税事務所のほうにやってもらう、そういう流れでやっております。そういうことで、その部分については、業務委託をしているという内容になってございます。

それから、5ページ以降につきましては、徴収率、税目別にどういったものが高いのか、低いのかということでございますが、大体法人とか固定資産税というのは、ほぼ高い徴収率で取れるのですが、例えば不動産取得税のように、課税時期がちょっと時間的に、後ろのほうで課税されるような、そういった性質のものについてはどうしても取りにくい、こういった傾向がおわかりいただけるかと思っております。

それから、その次の6ページでございますが、これは滞納残高の税目別の内訳です。平成20年度を見ますと、最近では法人二税の滞納残が大きいということでございます。

その次は、それを構成比で表したものでございまして、私が今申し上げたとおりでございます。

それから、その次に、同じように件数別で見た場合ですが、件数では固定資産税というのは何といても課税件数も多いということから、滞納の件数もそれなりに多いということから、その次の9ページのところにも構成比がありますけれども、非常に固定資産税の件数のウエートが高いというのがおわかり

いただけると思います。固定資産税の滞納税額というのは1件当たり非常に小さくて、非常に手間のかかる滞納整理をやらなければいけない、こういう内容でございます。

私からは以上です。

【税制調査担当課長】 それでは、引き続き国税・地方税の現状に関する資料ということで、10ページ以降でございます。

まず10ページ目から12ページ目までですけれども、国税、道府県税及び市町村税の徴収率の推移でございます。平成14年から19年にかけて、国、地方とも徴収率が伸びているということがわかりいただけると思います。

10ページが現年分プラス繰越分、11ページが現年分、12ページが繰越分ということになっております。

それから13ページ、14ページは、滞納残高の推移、13ページが地方税で、14ページが国税でございます。地方税につきましては、平成14年をピークにして減少傾向にある。他方、国税のほうは、平成10年以降をピークに減少しているというのがわかりいただけるかと思えます。

引き続きまして15ページ、税務職員数の推移でございます。国、都道府県、市町村、それから都についてですけれども、都についてのみ、グラフの目盛りが右目盛り、1,500人から6,500人の目盛りで表示してございます。縮尺は同じですので、増減の傾きについては比較できるようになっているというグラフでございます。

それから次、16ページですけれども、税額100円当たりの徴税費の推移でございます。これにつきましては、出典資料の関係で、個人都民税につきましては、道府県税からその関係費用等を控除しているのですけれども、地方消費税についてはそれを控除していないということで、この点についてはご了承いただければと思います。

それから、次、17ページですけれども、税の共同徴収に関する類型と例ということでございます。6つ例がありますが、上の3つが滞納整理に関して共同している。下の3つにつきましては、それ以外の固定資産評価審査関係の事務といったものも共同でやっているという例でございます。

それから次、18ページでございます。これは地方消費税の引き上げに向けた全国知事会の提言の内容です。将来的に地方税法本則に規定するように、道府県が賦課徴収を目指すべきであるということともに、当面申告書の受付等について一定の役割を果たすことを検討していきたいという内容でございます。

それから19ページから23ページにつきましては、諸外国における徴収機構に関する資料でございます。19ページが表紙ということで、20から23につきましては、それぞれの国について、これは本年度、三菱総合研究所に調査委託をしております、その中間報告ということでございます。まず20ページ目がカナダですけれども、ここにつきましては、州の課税自主権が伝統的に強い中で、共通課税ベースを持つ税について、連邦と州の協定という形で州税の徴収を連邦に託しているという内容でございます。

21ページ目はスウェーデンです。社会保険料の納付に関して、雇用者の負担の軽減等を目指して、1985年から徴収一元化を図っているというものでございます。

それから、22ページはアメリカの連邦税の民間委託ですけれども、2006年から連邦税の民間委託を開始したのですけれども、非効率ですとか、納税者権利侵害が多発したということで、2009年に中止されたというものでございます。

続きまして、23ページはイギリスの税と社会保険料の徴収一元化です。これにつきましても、スウェーデンと同様の理由で、1999年以降、徴収の一元化がされたのですけれども、一部課題が残って

いるという内容の資料でございます。

引き続きまして、24ページ目から26ページ目までにつきましては、納税者番号の関係でございます。24ページにつきましては、22年度の税制改正大綱の抜粋でございます。それから25ページ目は、主要国における税務面で利用されている番号制度の概要。それから、26ページ目につきましては、現在日本で番号を利用する対象分野ということで、これだけ番号があるのですけれども、それぞれが相互で連携してやっているというものは存在しないという資料でございます。

【小委員長】 一旦切っていただきまして、委員が退席されなければいけないということなので、今の徴税の問題につきまして、何かコメントがございましたら、お願いします。

【委員】 ご説明どうもありがとうございました。私の印象で申し上げますと、テーマが本当は後で説明があるのかもしれませんが、論点の中で、徴収一元化について、国税、地方税でどう考えるべきかということについては、私自身も、そう単純に一元化すればそれでいいということだけでは済まない問題があるだろうと思っております。ただ、一元化する前に1つ税務行政の効率化に資するのではないかと思う点は、課税ベースの共通化ということをもしてできるならば、もう少しきちんとやればよいのではないかと。例えば典型的には法人課税のところだと思いますが、法人税割の部分でも、微妙にそれぞれ国税、地方税、いろいろな思惑があるのだと思いますけれども、まだ必ずしも単純に同じ課税ベースになっているというわけではないということだとか、そういうところは共通化していく。政府税制調査会では、税と社会保険料の賦課徴収の一元化を検討するような文言があるのですけれども、税よりもさらに社会保険料と税というところはもっと賦課ベースといたしますか、課税ベースがかなり違うところがあるので、なおさら一元化するといっても、事務手続上、賦課ベースないし課税ベースが共通でない、事務手続は引き続き複雑なままということになりかねないので、そういうところもあわせて検討する。ただ、都道府県と市町村というところになりますと、住民税とか、共通の課税ベースのものがありますので、そういうところはできるだけ連携してやっていく。まずはそこからスタートすると、だんだん課題も見えてくるとか、さらには共通化できるメリットというものもわかってくるのではないかと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。資料の説明を途中で切ってしまいましたので、「固定資産税・都市計画税に関する資料」という資料がもう一つ配られておりまして、これは前回の積み残しということなのですけれども、これについて、ここで追加でご説明いただければと思います。

【税制調査担当課長】 わかりました。それでは、引き続き「固定資産税・都市計画税に関する資料」ということで、前回、第3回の小委員会でいろいろご意見をいただいた点につきまして、幾つかまとめたものでございます。

まず1ページ目ですけれども、都の都市計画税の区部の都市計画事業費等への充当状況ということでございます。平成20年度決算及び21年度予算についてですけれども、両方につきまして、都市計画税の全額が都市計画事業等に充当されていることを示した資料でございます。

それから2ページ目です。東京都内における固定資産税収ということで、これは平成20年度でございます。都における税収がトータルで、上にございますように、1兆343億円。それに対して市町村が2,747億円ということで、トータルとして約1兆3,000億円という配分ということになっております。

資産別の状況を見ますと、都も、市町村も大体土地が約半分近くを占めているということで、似たような傾向を示しているかと思えます。

それから、引き続きまして3ページ目でございます。都における固定資産税の徴収率と景気動向の関係ということで、徴収率と名目経済成長率のほうを2つマッピングしてございます。これを見ますと、平成7年度ぐらいまでは、何となく徴収率と名目GDPが平行しているように見えるのですが、それ以降につきましては、都の徴税努力ということがあるんでしょうけれども、固定資産税の徴収率のほうは、少しずつ上向いているという状況でございます。

それから、4ページ目と5ページ目ですけれども、これは市街地開発と土地の価格への影響について、2点ばかりモデルで示してございます。

4ページ目が丸の内2丁目の事例でございまして、これはいわゆる特定街区という制度を使って平成14年に工事を完了したと。平成14年を100として、当該地、それから近隣の丸の内3丁目、それから千代田区と中央区の商業地の平均について地価動向をマッピングしたというものでございます。

これを見ますと、特にでき上がってから平成15、16、17年あたりですか、そこら辺につきましては、当該地につきまして相当価格の伸びが見られるということが言えるかと思えます。

それから、最後の5ページ目が、同様なケースにつきまして、港区の六本木6丁目の事例でございまして。これにつきましては、手ごろな地価公示価格がなかったものですから、固定資産税の評価額でもって同じように、平成15年に開発を完了して、そこを100として、地価等の上昇傾向につきましてマッピングをしたというものでございます。これにつきましても、近隣地に比べましても、目立って当該地の価格が伸びているということが言えるかと思えます。

ちなみに、これが税額にどう反映するかということですが、これにつきましては、前回お話ししたように、負担調整率の影響があって、必ずしも地価と評価額がぴたりリンクするというわけではないですが、丸の内の例につきましては、ヘクタール当たりで平成14年に約7.7億円程度というふうに変換されます。それが22年度には約1.8倍ということで、約13.9億円です。それから六本木の例では、1ヘクタール当たりで、平成16年では0.8億だったものが22年度には約2倍の1.6億円となっているというところでございます。

簡単ですけれども、「固定資産税・都市計画税に関する資料」の説明は以上でございます。

【小委員長】 どうもありがとうございました。それでは、まずただいま税務行政のあり方、それから、前回の積み残しである固定資産税・都市計画税ということで、資料をご説明いただいたのですが、まずこの資料につきまして、何かご質問がございましたら。 委員。

【委員】 諸外国における徴収機構の例についてですけれども、州政府の中はどうなっているのでしょうか。例えば19ページのアメリカ、カナダの2つ。要するに、連邦だから州が国ですよ。だから、その中ではどうなっているのかというのがちょっと気になりました。

【税制調査担当課長】 これにつきまして、まだ中間段階ということで、まだ不明のところも多いのでございますけれども、アメリカにつきましては、徴税事務の民間委託ということを中心になって調べておりまして、州によっていろいろバリエーションはあるのですが、かなりの州で連邦でやっているのと同じような委託が実施されていると聞いております。

【委員】 そういう質問ではなくて、基礎自治体の税収は基礎自治体が徴収しているのか、州が代わりにやっているのかという意味です。中で一体化されているのか。

【税制調査担当課長】 カナダについては、連邦と州の関係ということで調べておりまして、基礎自治体のほうは、そこまでは調べていないというのが実態でございます。

【小委員長】 私がここで言っているのかわかりませんが、よろしいですか。カナダの市町村の税金というのは基本的に固定資産税です。固定資産税については、徴収は市町村がやっているけれど

も、評価制度は州が決められているということになります。つまり、州がその州内の市町村の固定資産税の評価制度、評価基準を決めておいて、しかし、執行、運営は市町村がやるということになるので、非常に監督が利いているということです。ただ、連邦制ですから、これは州によってやり方はいろいろあるかと思いますが、最近そういう方向に収斂してきているということだと思います。前は、数十年前の評価を使っているという市町村もあったのですが、最近は、市場価格という形で、かなり頻繁に評価をするようになったということを伺っております。

【委員】 アメリカはどなたかご存じではないですか。アメリカも固定資産税だけですよね。

【小委員長】 アメリカはそうではなくて、固定資産税を使っているところが多いとは思いますが、ただ、地方所得税であるとか、市町村レベルの売上税であるとか、いろいろな税を課していて、ただし、それは州が市町村にそういう課税をしてもいいかどうか認可する権限を持っているわけですので、州によって税制がばらばらだと思います。それから、固定資産税の評価基準についても、今言ったように、カナダと似たようなところもありますが、そうではなくて、例えば戦前の評価をそのまま使って、税率だけで調整しているようなところとか、そういったところも州によってはあるということを伺っております。

委員。

【委員】 質問ですが、2ページ目のe L T A Xを利用した電子納税というのは、具体的にどのようなものか教えてください。

それから、4ページ目に民間業者への委託がありますが、個人情報の漏えいとか、そういう守秘義務の問題で、今のところ、どういう業者に委託しているのかわかりませんが、問題が起こっていないかどうかということです。

それと、6ページの税目別の純滞納繰越額の推移ですが、平成20年度を見ると、法人二税の額が額としては多いのですが、これは法人二税全体の税収が多いからだと思いますが、国税との関係で、国税もこのような傾向にあるのかどうか、それがわかれば教えていただきたいと思います。

【小委員長】 この点は事務局から。

【徴収部計画課長】 それでは、まずe L T A Xを利用した電子納税ということでございますが、これにつきましては、対象となる税目は法人二税と事業所税になっておりまして、これには全国の都道府県、そういった関係団体がいろいろ加盟をしている協議会があるのですが、そこで音頭をとるといいですか、そういう形をつくっておりまして、申告書の入力、これをインターネット上で入れまして、その後、その納税についてもいわゆるインターネットバンキングみたいな形で、インターネットから引き落としができる、そういうふうな制度でございます。ただ、まだ普及率がそれほどいっておりませんで、21年度で、大体まだ数千件ぐらいの申告にとどまっているという状況と聞いておりますが、今後、P Rも含めてそのあたりはやっていく必要があるだろうと思っております。

それから、守秘義務の関係ですが、自動車税の受付業務のお話を先生はお話しされました。それから、私ども、電算処理も含めて、かなりの部分で民間委託をしておるわけですが、これについては守秘義務が課されるということで誓約をとりながらやっております。現在、特段の問題という形では出てきてございません。

それから、6ページのいわゆる滞納残高の国税の部分ですが、国税のほうは、ちょっとわかりません。申しわけございません。

【小委員長】 よろしいですか。

【税制調査担当課長】 国税についてですけれども、国税に関するグラフが14ページまでというこ

とですけれども、残念ながら平成20年度までにつきましては、まだデータがとれてない状況でございます。ご了承いただければと思います。

【小委員長】 よろしいでしょうか。

では、委員、どうぞ。

【委員】 18ページの知事会の資料ですが、ちょっと日本語がわからないので。これはいろいろ書いてございますが、意味がちょっとわからないところがあって、第3パラグラフですが、これは何を言いたいのでしょうか。ちょっとよくわかりません。第3パラグラフで、「しかしながら、これは」「相当程度合理的な方法で」と書いてあるのですけれども、「これ」というのは何を指しているのでしょうか。

【税制調査担当課長】 お答えしてよろしゅうございますか。これにつきましては、現在地方消費税につきましては、地方税という位置づけですけれども、すべて国のほうで、国の消費税とあわせて賦課徴収しているという状況でございます。これにつきまして、地方税ということになってはいますが、地方税としてふさわしくないというような批判が出ているということに対する反論という意味合いでございます。

【委員】 だから、反論にとれないのですけれども。「しかしながら、これは」の「これ」は何ですか。聞く相手が間違っているかもしれないですけれども。

【税制調査担当課長】 「これは」というのは、最初の部分で触れられてございますけれども、地方消費税の賦課徴収については、国に委託されていて地方が直接やっているわけではないというようなことについて、批判が出ている。それに対する反論ということで、第1パラグラフの実態に対して、第2パラグラフでそれを指してこういう批判がありますと。それに対して第3パラグラフで、このように答えていますよという流れということです。

【委員】 だから、「これは」というのは、国が集めていることが相当合理的な方法でと言っているのですか。

【税制調査担当課長】 そうですね。ここにございますように、納税者の事務負担とか、徴税コストの最小化を考慮して、このようなやり方でやっているということを説明している、ということでございます。

【小委員長】 おそらく「これは」は実態、つまり現状のことでしょうね。ちなみにこれに関して、都道府県や国に対して定められた徴収取扱費、この金額はどの程度になるのですか。徴収取扱費というのは何を基準に決まるのですか。

【税制調査担当課長】 地方消費税は国から都道府県に払い込まれるのですけれども、徴収取扱費はその払込金額をベースにしてございまして、譲渡割が0.35%、貨物割が0.55%ということになってございます。

【小委員長】 委員、どうぞ。

【委員】 資料の3ページの滞納整理事務の流れのところ、下のほうで、滞納処分執行停止のことが書かれているのですけれども、滞納処分執行停止というのはすごく判断が難しいところで、これはあまりやってしまうと、公平性に反することになりますけれども、個別の事情で、これ以上徴収を求めると生命の危機にかかわるということで、非常に微妙な判断をしなければいけない部分だと思うのです。ただ、徴収の一元化ということを考えるのか、それとも、住民にある程度身近で、その辺の事情をきめ細かく行政の現場が酌み取りながら判断をするということ、地方がやるほうが望ましいのかということを決める1つの重要なポイントになると思って質問するのですけれども、滞納処分執行停止の状況について、件数ということでも構いませんので、教えていただきたい。執行停止にしてしまうと、徴

収率の計算のときに分母の数字が少なくなりますから、当然徴収率が上がりますよね。そういうことにもかかわるので、可能な範囲でいいので、教えていただければと思います。

【徴収部計画課長】 滞納処分の執行停止でございますが、これは確かに先生がおっしゃるとおり、非常に微妙な問題ですが、これは地方税法にちゃんと規定されたものでございます。財産がない、あるいは差押えをすることによって生活困窮になる、あるいは滞納者もしくは財産の所在が不明である。この3つの要件がございまして、これに対して、私どもはさらに細かく、これは各自治体のほうで基準は作っておるんですが、そういう一律的な基準を作って、それで判断をするということにしておりますが、やはりここで一番大事なことは、いかに調査能力を発揮するか。やはりこれは不公平があってはいけませんので、私どもも非常に注意を払って決裁をするところでございます。件数については、申し訳ございませんが、あいにく持ち合わせておりません。

【小委員長】 ほかはいかがでしょうか。資料につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、本日のテーマについての議論を行いたいと思います。「第4回 小委員会 論点」という資料がございまして、テーマ、「税務行政のあり方」ということでございます。論点1は、「税務行政効率化の観点から、国税と地方税の徴収を一元化すべきという意見がある。他方、課税自主権や地方分権の要請等の観点から、地方が独自に徴収を行うべきとの意見もある。徴収の一元化、もしくは独自徴収システムといいますが、これについてどう考えるか。あるいは、現状からどのように改善すべきかということについて、何かご意見がございましたらお願いします。

【委員】 質問よろしいですか。

【小委員長】 質問ですか。どうぞ。 委員。

【委員】 どうして課税自主権や地方分権の要請から地方が独自に徴収しなければいけないのでしょうか。どういうロジックがあるのでしょうか。何となくであればわかるのですが、もう少し明確なロジックが。

【小委員長】 論点を出している側から申し上げますと、先ほど 委員がご発言になっておられましたが、課税ベースが同一で税率だけが違うという場合に、つまり、課税の徴収事務が共通であるという場合に、徴税について一元化というか、共同でやるとか、そういった論理は当然あるのだらうと思います。そういう要請が片方であり、ただ、いろいろな税につきまして、先ほどのカナダやアメリカの例もございましたけれども、課税の制度を決めるということと課税の事務をやるということはまた話は別なので、執行をやっていく場合に、課税と収入を上げる団体の執行事務として独立させてやったほうが課税の実が上がるのではないかと、そういう考え方かと思えます。

【委員】 どうして実が上がるのですか。

【小委員長】 実が上がるというのは、徴収率が上がるということです。

【委員】 それがどうしてかということなのです。

【委員】 私も同様のことをいづれ聞くことになると思っていましたので、ここでお聞きしたいのですけれども、徴収事務を別に自治体がやらなくても、自主的に税率を決められるのなら、課税自主権があると定義できる感じもする。その一方で、例えばお配りしていただいた資料の16などを見て徴収コストを考えると、国のほうが、または都道府県のほうが上手だとするならば、あえて市町村に徴収事務をお願いしていくことというのはどういうメリットがあるのかというのをもう少し説明していただきたいというのが 先生からのコメントなのだと思いますし、私が知っている範囲で言えば、確かに市町村のうち、人口10万人とか20万人あればいいですけれども、小さな自治体においては、徴収事務自体がものすごくコストが上がってしまっています。そういうことを考えてみると、徴収事務自体を

下ろすことの本当のメリットというのは、何となく理想的にはわかります。自分たちで取ってもらって、目の前でやるのはいいではないかと。それはわかるのですが、理念を超えたものがあるのかどうかというところがポイントなのではないかという気がします。少なくとも理論的には難しいのではないかという意味だと思います。

【小委員長】 委員、どうぞ。

【委員】 その話がまさにこの論点ですね。結局、徴税コストを下げるということは誰にとっても良いはずなので、そのために、市町村にやらせる必要はないし、課税自主権は、おっしゃるように、自分で税率を決められたりすれば、それでいいではないかというのが1つの説です。他方が、理論にはならないとおっしゃったのですが、理念というか、市町村が自主的に仕事をやるというのであれば、そもそも交付税があるから、その前提がないといえませんが、ただ、基本的な考え方として、職員が自分で汗をかいて徴収せよという、そういう考え方があるということは一方であって、それは何のためかという、考え方とか、理想とか、物事の出発点がそうあるべきだというのがあって、多分いつも論議になってきたのではないかと私は思うのですが、理論的にいうと、必ずしもそれがなくなったら自主性がなくなるとか、そういう話にはならないというのは確かです。民間委託とか、いろいろな話も出てきているので、そうであれば、なおさら、必ずしも徴収をやらせる必要はないということになるのではないかと思います。

しかし、これは政策的にどちらの制度をとるかということの議論ですから、通常選択するときには、そういうふうに理論ですべてきれいにならないのではないのでしょうか。いろいろな政治的な議論などがあると思います。

【小委員長】 徴収コストの問題というのは、税目別に考えなければ意味がありません。ここにそこまでは出ていないですが、これは先ほどご説明があったとおり、住民税については、区市町村がやるはずだけでも、実際には都道府県もやっている。協力しているという形でもう乗り出しているわけです。では、これに国まで乗り込んでいったとしても、別にコストが下がるわけでもないだろうと思うのですが、そこは多分税目別に検討しなければいけないと思うのです。いろいろな税があるわけですから。仮に国がかけてない税金を国のほうに委託するというのだったら、結局のところ徴収委託費を国に払わなければいけないことになりまますから、それは民間委託するのと論理的にあまり変わらないので、やはりそれは誰かに委託しているというだけの話ですから、やはりコストは最終的には都道府県や市町村が、要するに課税している団体が支払うと思いますので、それを具体的に検討しながら進めていきたいと思います。

会長。

【会長】 委員は今いらっしゃらないので、確認はまた次回したいと思うのですが、垂直的な政府レベル間で課税ベースのオーバーラッピング、共通の課税ベースを良しとするのか、あるいは、神戸正雄先生が言うように、あるいはマスグレイブも言うように、税源配分論ということで、異なる政府レベル間では異なる税源を配分すべきだ、オーバーラッピングさせないほうがいいのか、この辺のところのご議論がどうなのか。委員は課税ベースの共通化が必要だとおっしゃっている。国税と地方税の徴収を一元化すべきという意見の背後には、たばこ税にしても、所得割の住民税と個人所得税もそうですし、法人二税と法人税の関係もそうですけれども、課税ベースが重複している事実がある。そういうことを前提にした上で、徴収コスト、税務行政の効率化という話でいくのか。そもそも論のところまで議論していくのか。この辺も、三位一体改革のとき税源の再配分の議論がどこまでなされたのかということとも関連すると思います。それを今回議論するのかどうか。そうではなくて、当面、オーバ

ーラッピングしている課税ベースを前提にした上で、地方消費税のような形の姿を描くのかどうか、そういう議論だけにとどめるのかどうか、その辺も心に留めておいていただけたらと思います。

【小委員長】 独自徴収と徴収の一元化、それからその条件といいますか、税目、あるいは課税ベースの条件についての意見がいろいろ出されているかと思いますが、これにつきましていかがでしょうか。

委員。

【委員】 この問題が大きく出てきた1つは、地方消費税の問題ではないかと思うのです。これが本当に地方税と言えるのかどうかという議論まであるわけですが、原則をどう考えるかという、さきほど

委員から疑問が出されたわけですが、地方税として地方団体が賦課徴収する税については、賦課から徴収まで一元的に地方団体がやるということが本来的な税務行政としての、地方税としての姿ではないかと思うわけです。しかしながら、現在の地方税の現状を見ると、賦課についての制度が、地方団体に権限が必ずしもあるわけではない部分もあるわけですし、そういう観点からすると、あまりこの問題について固執する必要もないのではないかという感じを持っております。しかしながら、今後地方消費税の拡大の問題と地方分権の充実というような議論が進んできて、地方税全体の充実議論が出てきた場合のことを考えると、この問題をあいまいにしておく、地方税に対する信任度といいますか、そういうものが薄れてきて、その方向性が疑われてくる可能性がある、そういう点からも、この賦課徴収一元化という問題については十分注意して検討する必要があると考えております。

【小委員長】 委員。

【委員】 いただいた資料の16ページについてです。国税が非常に徴収費が少なく、自治体も小さくなるほど徴収費がかかるという、これは当たり前の話だろうと思います。例えば東京の麹町税務署は、税務職員が260名ほどですが、そこでは、外国の1つの国の全ての税収に匹敵するだけの税収を上げているわけです。外国のお客さんが来て、この職員数でどれだけの税収を上げているかと聞いて、みんな驚くわけですし、それは、国税の徴収というのは、例えば麹町税務署にしてみれば、大企業の源泉徴収税がどんと入るわけですから、そういう意味では、徴収費が非常に少なく済むということがあります。だから、コストベネフィットの関係から言うと、当然なるべく徴収費の少ないシステムが一番いいわけですが、そうもいかないというのが1つあると思います。

東京都の場合も、私は島嶼のほうへ毎年伺って、課税の実務に携わっている人たちといろいろ仕事をするわけですが、税務課の職員というのは少ないので、ほかの仕事と兼務したりしています。大変なのです。ですから、当然自治体が小さくなればなるほど、比べてみるとコストベネフィットは大変だと思うので、単純に国、あるいは都道府県に集中すれば、市町村の徴収費も少なくなって済むということではないだろうと思います。

課税自主権がどれだけ地方に与えられているのかという問題があって、それがちゃんとあれば、それはそれで話は別ですが、現在のところそうはなっていない。極めて狭い範囲でしか与えられていないという現状からすれば、そういうことを抜きにしては論じられないのではないかと思います。

都のデータを見ても、徴収担当の職員は非常に苦労して集められています。先ほどもいろいろな説明がございましたけれども、見直しを重ね、みんなが努力をして、徴収にあたっていらっしゃるということですが、税というのは、払う側の立場というか、苦労して税を徴収している努力というのが税の使い道にも反映すると思うのです。どさっと国からお金が来たというのはありがたみがないわけですから。納税者としては、そこはやはりなるべく痛みを感じながら徴収をし、その大切さを思ってもらいたいという気はします。

【小委員長】 その点はいかがでしょう。 委員。

【委員】 自主課税がどの程度かという、その問題はもちろんあると思うのですけれども、具体的に今、税の共同徴収の類型の例というのも掲げていただいているのですけれども、市町村は能力的にいつてなかなか徴収、例えば強制徴収は難しいとか、そういうことがあるとすれば、本当に払えない人に対しては、それは執行停止もあるし、いろいろな手段がございますが、払えそうなのに払わない人というのは、法律的にいうと最終的には本当は強制徴収までいかなければいけないのですが、都はおやりになっている、そういうデータはありますか。強制徴収というか、具体的に差し押さえて公売までいつているのが何%ぐらいかとか、今の資料にはないですか。今は結構ですけれども。

やはり基礎自治体の小さなところに行くと、職員がほかの職務もやっているような方で、ノウハウもないし、東京都と連携してやっているようなのもありましたか、都内の市町村であればそんなのかもしれないけれども、全国的にはいろいろなところがあって、なかなか実際には難しいという現状がある中で、今日のテーマですけれども、例えば東京都であれば、都の職員の方はある程度力はあると思うんですけれども、そうすると、東京都が考えたときにどうかということと、およそ世の中、国と地方で制度としてどういうふうにすべきかというのは若干違うような気もしていて、そうすると、ここのテーマはどういうふうに見るべきかと、私は初めから見て思っていたのです。制度としてのあり方と、東京都はできるのであれ、国に幾ら払うことになるのかわからないけれども、例えばそういう選択はないとか、徴収コストとしてどちらが本当にいいのかという選択で選べばいいとか、大綱の中にはそんな雰囲気の記事がありますけれども、という感じがしています。

それから、小委員長からもありましたように、固定資産税が基礎自治体の基幹税なのですけれども、これをどうするのかということ。共同徴収とか、あるいは都道府県がどう出ていくとか、そういうふうなあり方もあるのかもしれませんが、税によっても違うし、地方のどこの地方を念頭に置いて議論するかによっても違うのではないかと感じがしております。

それからもう1点は、民間委託の話ですけれども、これは私が官民競争入札のところで、税の徴収の民間委託のところはさんざん法務省と議論しました。なぜ法務省が出てくるかというと、弁護士法で、要するに法律事件については弁護士でないといけないという規定があるので、民間委託がどこまでできるかということで、限界があるという話をすごく向こうから言われて、いや、そんなことを言っても弁護士はやらないのだから、いいではないかとかいう話を大分議論して、結局は、強制徴収までいかない電話をかけることであれば、どうにかいいのではないかとぐらいで決着がついています。これはおかしな話だとちょっと思っているのですが、ですから、ここのあたりも、小さい自治体にとってみれば、民間委託すればよいといっても限界がある。本物の強制徴収まではいけないということもあるので、この辺も、民間委託もどこまでいけるかというところが、法的にいうとちょっと障壁があるということだけを指摘しておきたいと思います。

【小委員長】 民間委託のほうにも話がいつておりますので、論点2もあわせてご議論いただければと思います。論点2は、「徴収に関する民間委託について、徴収の効率化及び公権力行使の観点からどう考えるか」ということでございます。政府間関係という意味での徴収の分担といいますが、あるいは統合といいますが、そういう問題とあわせて、民間の業者にどのように参加を求めるのか、あるいはそれをあまり求め過ぎてはいけないのかということも含まれてくるかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。 委員、お願いします。

【委員】 実態がわからないので、教えていただきたいのです。今のはどこまで許されるのかという守秘義務の話だと思うのですけれども、民間の事業者に個別の租税情報を渡すということなのか。そうではなくて、PR誌を配ってくださるか、そういう補助的な業務をしてくださいという話なのか、そ

こをはっきりと限定していただければ議論をしやすいと思います。課税された部分、租税債務について、納税者がまだ払ってないから、それを督促をしましょうという話の一部だと思うのですけれども、どこまでその情報は開示して渡すのでしょうか。その実態を教えていただきたいと思います。

【小委員長】　そこについて、事務局から何か説明があれば。

【徴収部計画課長】　先ほどの資料の中で、滞納整理部門の中の一部について民間委託をしているというお話をいたしましたけれども、ここの部分では、滞納者の税額であるとか、滞納者の名前、電話番号、その程度の部分はお渡しをしてあります。それをもって電話をしてくださいということと、それから、あくまでも納税をお願いするというか、しょうようするといいますが、そういった部分でしか権限を行使できませんので、それ以上、例えば何月に幾らお支払いしましょうという話になった場合は、都の職員のほうに話を引き継ぐということになっております。ですから、滞納者の方のその他の情報については一切渡していないという状況です。

【委員】　税額は示しているのですか。

【徴収部計画課長】　税額は示してあります。

守秘義務については、これは業者との関係でも、それから、それに携わる者についても、法律的にも守秘義務違反ということになるおそれがあるので、これについては厳重に管理をなさいという形での取り決めその他をやっているという状況です。それから、データの管理についても、当然のことながら、外部持ち出しだとか、そういうことは一切ありませんので、1カ所の中ですべて管理をしているという状況でございます。

【委員】　非常に不思議なのですが、民間業者に個別の税額まで示すということは、守秘義務違反にならないのですか。これは特定の租税情報です。国家公務員法とか地方公務員法で、守秘義務違反は規定されていますが、税務職員は普通の業務よりも2倍厳しく定められていますね。一方、業者は公務員ではないでしょう。公務員でない人について個別の租税情報を流すことはちょっと疑問に思います。雇われてやっている人はどういう義務があるのでしょうか。雇用義務違反にしかならないでしょう。厳しく業者に言うのは当たり前の話だけれど、雇われている人はどうなのですか。税額は最も納税者が秘匿したい情報ですよ。それは議論なさってそうなっているのでしょうか、ちょっといかがかと思うのですが。

【小委員長】　委員、どうぞ。

【委員】　今、東京都がどうやっているかわからないのですが、おっしゃるようなことはあるので、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」は、こういうのは公権力の行使にあたりと見れば、みなし公務員として守秘義務をつけます。つまり、民間の従事者がみんなみなし公務員になり、法律上、あるいは契約だけではなくて、もちろん契約上の義務はありますけれども、法律上も義務を課し、そしてそれに対して罰せられるというようなスキームを使って民間委託、公権力の行使の民間委託ができるようになっているというのが公共サービス改革法なのですが、今は電話相談だけだから事実作用だということで、そこまではやっていないのでしょうか。

【税制調査担当課長】　そうですね。いわゆる公権力の行使にあたらぬ範囲でということで委託をしております。

【委員】　ちょっとそこら辺がおっしゃるような中途半端さというのはあるのですが、ただ、公務員がやっていけば絶対に大丈夫で、民間がやったらすぐに危なくなるというような発想ではなくて、そこをもう少し広く、きちんとした形で、本当は公共サービス改革法を使えばよるしいのですけれども、民間にやっていただくというのが新しいスキームなのです。今は国税も電話相談だけになっていますか。

地方税だけで、国税はやってないのでしょうか。

【委員】 一般的な電話相談はやります。

【委員】 電話での催告はどうでしょうか。

【税制調査担当課長】 国税のほうもやっているようです。国税庁のホームページを見ていますと、一斉電話催告のようなことをやっていると書いてありました。

【委員】 電話催告は、ある意味公権力の行使にはあたらないのだということで、やっているということですね。

【委員】 単なる催告はいいと思うのですが、税額まで示せるのでしょうか。

【小委員長】 今の点は、法的な問題になりますので、当然法律は守られているのだと思うのですが、その点については、根拠の確認をお願いしたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。 委員。

【委員】 先ほど小委員長のほうからも、これは、どういう税目かによって議論が若干異なってくるというお話があったと思うのですが、その点に留意した上で、課税自主権とか地方分権の要請の観点から独自に徴収を行うべきというのは、私は賛同する部分がございます。それはどういうことかという、例えば、個人住民税でもいいのですけれども、仮に徴収の一元化というようなことを考えていった場合に、あるところだけ独自の税率を入れているとか、独自の超過課税みたいなものを行っているとなると、当然そこだけが制度を変えるたびに全部のシステムを修正しなければいけないということが起こる。それはそれで、今、これだけITが進んでいるのだからという話もあるのだけれども、なかなか徴収の、それこそ効率性という観点からすると、それぞれが独自の自主性を発揮して、地域によって税率とか何かをいじればいじるほど、それを一律にやろうとすれば非効率になっていくわけです。そういうところで、何か課税自主権を行使しにくいような状況が生じてしまうのではないかとというのが心配だというのが1点目です。

それから、先ほどの滞納処分の執行停止とも関わる問題ですけれども、先ほどのご説明ですと、それぞれの自治体ごとに一律の基準を設けているというお話だったと思うのですが、これが仮に地域によって、それぞれの実情を加味した形でルールを設けているのだとすると、こういったものを一元化していくことによって、本来だったらきっちり把握しなければ、あるいは考慮しなければいけないものが取りこぼれてしまうとか、そういったことが起こってしまわないかというところが若干心配です。確かに税務行政の効率化ということは重要ではあるのだけれども、それぞれの地域の実情を細かくくみ取っていくという点も重要なのではないかと考えております。

【小委員長】 委員、どうぞ。

【委員】 滞納の整理など、ルールは全国一律でやって、実情のほうは福祉のほうで対応すればいいと思うので、税は税と捉えるべきだと思います。

それと、地方が国に委任するとか、そういう議論ではなくて、基本的には歳入庁を国と地方と旧社会保険庁から人を出して作るべきだと思っています。地方にも優秀な方はいますし。実際、税収自体は地方に事務所がないと、当然税収は取れないわけですから、地域に密着したという観点からは、それで十分だと思うのです。地域情報を生かすとか、そういうことは。

あとは、汗を流すということの議論ですけれども、汗を流すのは納税者であって、公務員が流すのではないので、ちゃんと払っている人の税金を大切に使うてもらいたいと思っています。そういう観点も必要かと思います。

それともう一つ、今回の資料では、滞納整理の話しか出てこないのです。滞納整理というのは、既に

所得があって、これだけ払わなければいけないと既にわかっている場合ですね。それよりも、脱税しているとか、本来払うべき情報が出てこないところをどうするべきかという議論が一番大切な話です。滞納整理の場合は、基本的には公権力を使えば全部取ることができるのですから。それは職員の方、いろいろ大変な思いをすることは思うのですけれども。滞納整理は当然のこととして、脱税なり、情報が上がってこないところをどう今後くみ取っていくか。これは納税者番号の議論にもつながると思うのですけれども、そここのところのほうが本当は重要だと思います。

くどいようですが、滞納は、公権力を使えばいいという、基本的には単純な話だと思っています。現場は非常に大変だと思っておりますけれども。

【小委員長】 ほかにいかがでしょうか。 委員、どうぞ。

【委員】 地方自治体に、例えば執行停止や不納欠損の権利を与えると何が起きるかを考えてみて下さい。交付団体の場合には、徴税率が下がってくると、実際に税収が上がっていないわりには基準財政収入額の欠損が出てくるので、干上がるのですね。そうすると、何が起きるかということ、課税ベースが存在することを否定したいわけですから、どんどん執行停止処分をしたくなるわけです。つまり、税収減を意図的に減らしうる裁量までを現行制度の下で地方自治体にあげることが本当の意味での分権になるのかどうか、私にはわかりません。それがまず1点です。

あと、もう1点は、今回なぜこの論点を事務局ないし小委員長が出してきたのかと考えると、この後おそらく環境税や消費税の地方税化について検討したいという意図があり、その地ならしをしているのではないかと思うわけです。消費税は実は本丸ではない気がしているのですが。要は、今、国が1回集めた上で、何となく譲与（ないし清算）する形になっているということで、譲与基準を操作されることに関する懐疑心みたいなものが根っこにあるのではないかという気がしているのです。もしそこだとするならば、税務行政のあり方という論点の出し方ではなくて、譲与基準の定め方をこれまでどおり霞が関にゆだね続けているのかという立て方のほうが何となくストレートな感じがするのですが、私がかかり過ぎていたら申しわけないのですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

【小委員長】 今年のテーマをどう出すかについては、昨年からの議論がずっと積み重なって、こういうことをやったほうがいいと去年言われて、総会でも言われて、それをやっているの、別に他意はないのですが。

もちろん譲与基準の問題、今出されるということであれば、今年は日程が押しておりますけれども、これは3年計画ですので、またその議論は入れていくことも有益な論点かと思しますので、それは考えさせていただきたいと思います。

【会長】 税務行政が小委員会の論点に入ったのは、1回目の総会のときに、教授のほうから、税務行政は非常に重要な論点だから、含めるようにというご示唆がありまして、それではということで加えさせていただいたという経緯があります。

【小委員長】 いろいろとご意見が出されております。簡単にまとめてよろしいでしょうか。

論点1の税務行政に関わって、徴税の一元化もしくは独自徴税ということにつきましては、まず原則的なところで、両方の意見がございまして、まず、課税団体が徴収事務を行うということが原則ではないかという意見と、それからもう一つは逆に、そのこと自体の合理性を問うべきであって、むしろあくまでもこれは徴税コストの問題をベースに考えるべきではないかという、そういう意見に分かれているかと思えます。この点がまず原則的な問題です。

それにつきまして、いろいろとご意見があったのですけれども、個別的には、まず課税ベースの問題です。先ほど 委員が帰られる前におっしゃっていましたが、課税ベースが同じものであれば、

それは一元化、あるいは今やっているような徴収委託といいますが、そういう形態をとったほうがコストは明らかに低いであろうと思われます。おそらく徴収一元化という名前がよいのか、徴収委託という名前がよいのかわかりませんが、そういうものについては、それは当然検討する、あるいは実際に行われているものを検証することが必要なかと思います。

ただ、それと同時に、税目ごとに徴収コストが異なるということも明らかですので、例えば固定資産税については、先ほどお話にございましたとおり、1件1件は少額ですが件数は多い、ということになりますと、これはそういうものが地方税に多いのです。そういう税目については当然徴収コストがかかるという傾向が出てくるのはやむを得ないところがございますので、そういったことを考えてみるとどうなるかということになるかと思います。もちろん徴収の取り扱い費、徴収を委託した上で、徴収取扱費を払えば一元化と形態的には同じようなものになるのですけれども、結局のところ、少額かつ件数の多い税目について徴収を委託すれば、やはり徴収取扱費は増えますので、そうすると、単純に一元化するというのではなくて、おそらくどれだけの徴収取扱費を払って委託するのかという、そういう個別の税目ごとの問題になってくるのではないかと私自身は感じておりましたが、その点も皆様どう考えられるかということについて、また検討したいと思います。

それから、もう一つ、税務調査、あるいは脱税摘発といった、滞納になる前の段階についてです。実際の課税する段階での査察の問題といいますが、そういったところの検討が不足しているのではないかとご指摘ございましたので、それは確かに、今回出した資料、そちらについての資料が不足している面もございましたので、そこについてさらに検討を深めたいと考えております。

それから、民間委託につきましては、守秘義務との関係がいろいろ出されました。滞納整理事務などにつきまして、民間事業者にどれだけの情報を見せていいのかということについての、法律的な問題がございます。それについてのルールの確認が必要であるということが確認されたかと思います。

今日のところは以上のような状況かと思いますが、いかがでしょうか。では、委員、どうぞ。

【委員】 調査のことは、私は政府税調の納税環境整備という専門会議でやったのですが、今回、調査についての手続を、納税者憲章とか、いろいろな議論をしたのですが、申告、所得税関係は、国の調査が一番問題になっていて、固定資産税の場合は、最近、冷凍倉庫への課税について訴訟のほうでは結構大変な問題になっていて、あれは逆に調査に來いという話ですね。調査といっても、全く逆のような感じになっている事態があって、国の場合は、脱税の摘発のような国税の本質的な議論になってくと思うのですが、地方税については不動産取得税とかはあるのでしょうかけれども、どちらかという調査は国のほうかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

【小委員長】 委員、どうぞ。

【委員】 だから、歳入庁を作れば、税務職員を増やすことができ、執行体制を強くできると思っています。地方にも優秀な方はいっぱいいらっしゃるでしょうから、みんなで力を合わせて調査しましょうという意味で申し上げておりました。

【小委員長】 先ほどご紹介のあったカナダの歳入庁、カナダ・レベニュー・エージェンシーは、形の上では連邦の歳入大臣の下にあるのですが、歳入庁は、エージェンシーですから、理事会形式をとっていて、理事会のメンバーは州が指名するのだと思います。そういう形ですので、あれは単に連邦がやっているだけではない、要するに共同でやっているというシステムがとられていたかと思います。これはちょっと余談ですが。

それでは、税務調査のことにつきまして積み残しになってしまいましたけれども、いかがでしょうか。今日のところは、これでよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事を終了いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。これをもちまして第4回の小委員会を閉会とさせていただきます。

了